

令和 8 年 5 月 19 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

常任理事 今村 英仁

（公印省略）

病院の賃上げ・物価上昇に対する支援事業の申請受付期間について

令和 7 年度補正予算による「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」については、令和 8 年 1 月 27 日付文書（日医発 1713 号）、2 月 2 日付文書（日医発 1746 号）、2 月 27 日付文書（日医発第 1913 号）等にてお知らせしているところです。

病院を対象とした賃上げ・物価上昇に対する支援事業（病院賃上げ支援事業、病院物価支援事業）の申請受付は令和 8 年 5 月 31 日までとなっており、期限が迫っておりますのでご連絡致します。

特に、物価支援事業は、令和 8 年 3 月 31 日まで運営している病院であれば原則申請が可能ですので、ご確認の上、是非とも申請いただきますようお願いいたします。

また、下記の申請システムにおいて「仮申請」となったまま「本申請」が完了していないと給付金を受けることができませんので、各病院におかれましては、申請漏れのないよう申請状況をご確認いただきますようお願いいたします。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、会員医療機関（病院）への周知方お願い申し上げます。

本支援事業については厚生労働省の下記 URL に掲載されています。

（厚生労働省 医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html

（病院賃上げ支援事業・病院物価支援事業の申請システム）

<https://mhlw-bucchin-shien.viewer.kintoneapp.com/public/system-lp>

なお、診療所については都道府県が実施主体となっておりますので、申請受付期間については都道府県行政にご確認をいただきますよう、お願い申し上げます。

以 上

【○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名：ア 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

※医療・介護等支援パッケージ

令和7年度補正予算案 5,341億円

医政局医療経営支援課
(内線2640)
医薬局総務課
(内線4264)

① 施策の目的

医療機関や薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援することで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。

(交付額) 医療従事者の処遇改善支援、診療に必要な経費に係る物価上昇対策の合計
[補助率10/10]

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- Ⅰ 医療機関や薬局は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
Ⅱ 国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関や薬局に支給
Ⅲ 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

※ 病院に対しては国からの直接執行を予定

⑤ 施策の実施スケジュール

予算成立後、速やかに実施

⑥ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療機関や薬局の処遇改善・物価上昇への支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

3

【○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名：ア 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援【交付額】

＜病院＞

【基礎的支援】

1床あたり	支援額
賃金分	8.4万円
物価分	11.1万円(※)

※全身麻酔手術件数又は分娩取扱数(分娩取扱数にあっては3を乗じた数)が800件以上、2,000件以上の病院(救急車受入件数3000件未満に限る)にあっては、それぞれ1施設2,000万円、8,000万円を加算。救急加算との併給不可。

【救急に対応する病院への加算】

1施設あたり	救急車受入件数 1件以上1,000件 未満	救急車受入件数 1,000件以上	救急車受入件数 2,000件以上	救急車受入件数 3,000件以上	救急車受入件数 5,000件以上	救急車受入件数 7,000件以上
救急加算額	500万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2億円

※1 三次救急病院については、救急受入件数が5,000件未満の場合、上記の各区分の加算を適用せず、1億円を加算する。
5,000件以上の場合は、上記の各区分の加算額(1.5億円または2億円)とする。

※2 別途、病床数適正化支援、施設整備等支援及び産科・小児科支援や、食費・光熱費等に対して「重点支援地方交付金」による支援が行われる。

＜有床診療所＞

1床 あたり	支援額
賃金	7.2万円
物価	1.3万円
合計	8.5万円

＜医科無床診療所・歯科診療所＞

1施設 あたり	支援額	
	医科無床 診療所	歯科診療所
賃金	15.0万円	15.0万円
物価	17.0万円	17.0万円
合計	32.0万円	32.0万円

＜保険薬局＞

1施設 あたり	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)		
	～5店舗	6～19店舗	20店舗～
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円

＜訪問看護ST＞

1施設 あたり	支援額
賃金	22.8万円
物価	(介護より)
合計	22.8万円

4